

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

2024年4月改定

下記の感染症は、「学校において予防すべき感染症（学校感染症）」とされており、出席停止になります。医師の診断を受け、その指示に従ってください。

1. 医師により診断されましたら、速やかに学校にご連絡をください。
2. 登校する時には必ず、《届出用紙》を学級担任に提出してください。
※《届出用紙》の種類は病名により3種類あります。

様式① 町田市指定の「登校許可証」	【医療機関にて記入してもらう】
様式② 「インフルエンザ・新型コロナウイルス罹患届」	【保護者が記入し作成する】
様式③ 「罹患届」（様式①②以外の感染症）	【保護者が記入し作成する】

様式①の用紙は、複写式(ダウンロード・コピー不可)。保護者の方が学校に取りに来て下さい。

様式②③の用紙は、南成瀬中学校ホームページからダウンロードできます。

学校感染症と出席停止の期間

種	病 名	様式	期 間
第一種	エボラ出血熱 南米出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ペスト マールブルク病 ラッサ熱 痘そう 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 鳥インフルエンザ（H5N1）		治癒するまで
	インフルエンザ（H5N1を除く）	②	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	①	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	①	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	①	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	①	発疹が消失するまで
第二種	水痘（水ぼうそう）	①	すべての発疹が痂皮化するまで（かさぶたになるまで）
	咽頭結膜熱（プール熱）	①	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	①	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	①	ない
	新型コロナウイルス	②	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後1日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症（O-157）		病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	①	
	急性出血性結膜炎	①	
	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス		
その他の感染症の例			
溶連菌感染症	①	条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医その他の医師の意見を聞き期間を決定する	
感染性胃腸炎	③		
マイコプラズマ感染症	③		
ウィルス性肝炎	③		
伝染性紅班（リンゴ病）	③		
ヘルパンギーナ 手足口病	③		